〈引渡し時に必要な書類と取得方法〉

	書類	取得方法
1	本人確認書類(運転免許証など)	「運転免許証」「パスポート」など公的機関が発行した身分証が必要(基本的に顔写真付きのもの)。また、大抵の売買取引では、マイナンバーの提出が求められます。
2	実印	自治体の役場で、印鑑登録を行った印鑑。「8 mm角の正方形~ 25 mm角の正方形」のみ登録可能。各市町村の役場で登録する。
3	印鑑登録証明書	印鑑登録が行われていることを証明する書類。各市町村の役場で発行される。原則として発行から3カ月以内のものが有効。また、マイナンバーカード(または住民基本台帳カード)を利用すれば、大手コンビニエンスストアでも取得可能。
4	住民票	各市町村の役場で発行される。また、マイナンバーカード(または 住民基本台帳カード)を利用すれば、大手コンビニエンスストア でも取得可能。
5	銀行口座の通帳	各銀行が発行。紛失時は銀行の窓口で再発行の申請を行う。
6	ローン残高証明書	融資を受けている金融機関が発行。毎年 10 月から 11 月頃に発行 される。返済予定表で代用可能な場合もある。
7	登記識別情報(登記済権利証)	登記識別情報は 2004 年以降、登記済権利証に代わって発行されることになった英数字 12 桁の情報(パスワード)。所有権の登記申請をした時点で、法務局が申請者に通知する。
8	建築確認済証や検査済証(一戸建てのみ)	物件が建築された後、現地検査によって市区町村の役場から発行される。一戸建て購入時に、施工会社もしくは販売会社が手続きを代行してくれることが多い。 紛失した場合は、市区町村の役場に問い合わせることにより、再発行が受けられる。
9	建築設計図書・工事記録書	物件購入時に施工会社もしくは販売会社が発行。紛失時は、施工 会社もしくは販売会社に問い合わせることにより、コピーを受け 取れる可能性あり。